

第10回総務経済常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和3年9月30日（木曜）		午後1時30分 開会	
	休憩 14:26-40 15:19-20			
			午後3時29分 閉会	
	休憩時間： 時間15分		会議時間：1時間44分	
会議場所	役場3階 本会議場			
出席委員 氏 名	委員長 鈴木 健充	委員 中村 和宏		
	副委員長 中田智恵子	委員 寺町 平一		
	委員 梶澤 幸治	委員 広瀬 重雄		
	委員 立川 美穂		議長 早苗 豊	
説明員	都市経営課長	佐藤 季之		
	都市経営係長	斎藤 錦		
	同係主任	金沢 貴樹		
参考人				
欠席委員 氏 名				
事務局職員	事務局長 安田 敦史	係長 佐藤 史彦		
『会議に付した事件と会議結果など』				
1 開 会				
委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。				
2 議 件				
(1) 調査事項				
ア 芽室町町有財産利活用等基本方針について 資料1				
<ul style="list-style-type: none"> ・委員長：調査事項「ア」について担当課の説明を求める。 ・都市経営課長：調査事項に掲げた「基本方針」策定の背景と概要について説明。詳細は担当係長から説明の旨を告げる。 ・都市経営係長：資料説明（「目的」、「現状と課題」、「基本的な考え方」、「今後の課題」等を説明）。去る9月3日に町の経営戦略会議での決定事項。 ・委員長：質疑はないか。 ・広瀬委員：方針の趣旨は理解する。そもそも論になるが、土地の貸付収入より管理経費が過剰になることが、今回の基本方針策定の前提か？ ・係長：用地管理に係る環境整備（草刈り）等の経費は毎年それなりの支出がある。今後は、費用対効果の視点で、処分すべき財産と保有する財産とを見極めるなど行政経営の観点である。 				

- ・広瀬委員：住民等から用地取得の要望などがあり、それに応えるための基本方針策定が前提ではないのか？
- ・課長：現実には、毎年数件の財産取得要望はあるが、財政運営（行政経営）上の課題解決が主たる目的である。
- ・広瀬委員：民間への財産処分は、国有財産の払い下げも同じ流れと認識している。町も同様であることも理解している。ただ、違う観点として、土地は町の貴重な財産で、町の歴史は120年超を数える。歴史が流れ、過去は貴重としていた町の財産を不要な財産とするときに、今一度、町がゆえに守るべき財産か否かの検討はしっかりしていただきたい。それを踏まえた上で、この方針は、どのようなスケジュールで進めていくのか？
- ・課長：町が持ち続けるべき土地は、財産区分で言えば「行政財産」という位置付けである。今回、処分を想定しているのは普通財産であり、行政財産については、並行して、その実態と利活用方針を精査し、保有するか、処分するかという手順で検討していきたい。全庁的に各課等の検討を積み上げて、1年1年進めていきたい。
- ・梶澤委員：具体的なケースの財産処分のプロセスは？
- ・係長：財産管理の現状の全体整理は担当課、その次の手順として、今後の展開構想は各課整理のボトムアップで関係課長等による会議体、利用方針決定は関係課で協議、そして、最終的な処分方法決定となる。
- ・梶澤委員：いずれにしても、町職員のみでの検討手順と捉える。町民の財産として、民意の反映プロセスをどのように捉えるか？
- ・課長：「未利用財産利活用等フロー（11ページ）」に示したとおり、学校跡地のような住民生活に密接なケースは住民の意見反映は必須である。また、財産規模の大小によっても手法は変わるものである。地域・住民との丁寧な協議を尊重し、ケースごとに手法を精査していきたい。
- ・梶澤委員：財産処分について、新たな利活用に至った経緯の説明については？
- ・課長：ご提言のとおり、地域住民との情報共有に努めたい。
- ・梶澤委員：議会に対しても、丁寧に説明した後に事務を進める認識で良いか？
- ・課長：ご指摘のとおり、議会や住民に丁寧に説明して取り進めていく。
- ・立川委員：例えば、農村地域における土地の規模整理（分筆）やインフラ整備（水道整備）などはせずに、現状処分が基本と捉えて良いか？
- ・課長：土地処分の前提としては、土地利用構想となる。地域理解を得た構想があるなら、ご提言の手法も想定できるが、それでなければ困難である。
- ・立川委員：他の自治体では地方創生の手法として（旧小学校・保育所等の事業展開を）実践している。町の構想策定前に民間提案を優先することはできないか？
- ・課長：町有地の有効活用として、基本的な手順は先ほど申し上げたとおりだが、必ずしもその手順に固執しているものではなく、地域との協議や理解などを得た中で、町の総合計画との整合性などを見て総合的に判断していくべきと捉えている。
- ・寺町委員：財産区分（貸付等の実績）の資料はあるのか？
- ・課長：当然整理している。改めて詳細を内部整理しているところである。
- ・寺町委員：旧小中学校敷地の教員住宅が、老朽化している危険性を説明していたが、

現状を把握しているか？また、現居住者への説明はしているのか？

- ・課長：ご指摘の住宅は、町有住宅という定義になる。昭和56年以前の建物であり、耐震性の担保ができない等の事情があり、こういった財産については、今後の機能維持の可否を整理すべきと考えている。
- ・梶澤委員：今後、様々なケースが出てくると思う。民間等が財産を取得するにあたっての（財政）支援制度等の検討はあるか？
- ・課長：今後、検討していきたい。
- ・寺町委員：先ほどの町有住宅について、現居住者への処分は考えているか？
- ・課長：ご指摘の件に限って言えば、賃貸の実態を優先した特定者への処分の可否は困難であり、処分するにしても入札などの競争原理を働かせた手法になるべきと考える。
- ・委員長：他にないか。
- ・（意見・質疑なし）
- ・委員長：以上で調査事項「ア」を終了する。

イ 令和3年度総務経済常任委員会の抽出事業について 資料2

- ・委員長：調査事項「イ」の説明を求める。
- ・総務係長：資料説明（「経過」、「課題」、「解決策」、「本日決定する事項」の説明）
- ・委員長：嵐山についてアンケート調査の可否について意見はないか？
- ・立川委員：実施すべきと考える。対面では無理なので、アンケートにより嵐山利用者から少しでも多くの声を聴くべきと考える。
- ・梶澤委員：私も同感である。コロナ禍における意見聴取の手法として、アンケートにより一人でも多くの対象から嵐山の意見を聴きたい。
- ・寺町委員：私は個人として、可能な範囲で町内会等から嵐山の質問事項を4点ほど設定して意見を聴いた。このような手法でも意見聴取は可能である。
- ・委員長：個々の活動は理解した。今、議論をしているのは、委員会としてアンケートを実施するか否かである。改めて委員各位の意見を求める。アンケート実施に異議はないか？
- ・（異議なし）
- ・委員長：アンケート内容について意見を伺う。
- ・中村委員：簡潔で記入しやすい内容で異論はない。
- ・梶澤委員：全体的には了。追加として、現状認識を問う項目が必要と感じる。過去に利用された方の継続利用による感想を確認できるような設問があったらと思う。
- ・広瀬委員：梶澤委員の意見の趣旨は、問4で聴けるようなイメージがあり、自由意見欄もあるので簡潔な体裁で良いと考える。
- ・中田委員：アンケート集計後の分類として、在住地（町内外、道内外等）の特定項目を加えてはいかがか？
- ・広瀬委員：（町民限定意見聴取として）すまいる掲載ならこれです。広くネットでアンケートを実施するのなら、中田委員ご意見のとおり。アンケートの対象を明確にすべき。さらに、その際はタイトルに「芽室」など付記するなど記載内容の変更も必

要になる。

- ・立川委員：アンケートは町内のみならず、広く募るべきと考える。Web ならではのリンクなど工夫し、アンケート目的や嵐山がどのような場所かわかるなど、アンケートの趣旨が明確に伝わるようなものにしていただきたい。
- ・広瀬委員：新たなリンクの設定など過剰な工夫は不要である。シンプルに簡潔なアンケートで気軽に記載できるよう、今、提案されている内容を基本に進めることで良いと思う。
- ・梶澤委員：年齢区分の設問はいかがか？
- ・立川委員：当該委員会の抽出事業が、「すべての世代に愛される新嵐山スカイパーク」としているの、設問に加えることで良い。また、今日の意見を踏まえたアンケート内容の決定前に委員への情報共有をお願いしたい。
- ・委員長：詳細は正副一任とさせていただきたい。また、アンケート締め切りはいつまでが良いか？
- ・梶澤委員：そもそも論だが、アンケート結果を議会だよりで公表するのか？
- ・委員長：抽出事業に基づくアンケートにつき、公表する考えである。
- ・広瀬委員：11月号に掲載するスケジュールで、掲載可能な時点でアンケートの概要を整理して掲載することで良いのではないか。その後、到着したアンケートや自由記載は、別途、委員会活動に反映することとして整理すべきと考える。
- ・梶澤委員：アンケートがオンラインの手法となることについて、コロナ禍の現状ではやむを得ないが、それ以外の意見を募る方法として、先ほど寺町委員から活動紹介があったように、委員個々の活動も必要と考える。来年度予算への反映も視野に入れると、住民意見の把握については、創意工夫しながら継続していくべきである。
- ・委員長：アンケートの締め切りは10月末日と設定し、11月号の掲載を目指すこととする。
- ・委員長：他に意見はないか？
- ・（意見なし）
- ・委員長：調査事項「イ」を終了する。

(2) 審査事項

ア 陳情第9号 図書館司書を正職員とするよう求める陳情について 資料3

- ・委員長：前回の審査を踏まえて、本日は討論を行う。討論はないか？
- ・寺町委員：反対討論をする。陳情者は長く図書館協議会の役員をされ、運営等に尽力頂いている。図書館が情報を収集し、これを町民の方に情報を提供する役目を担っていると考えておられる。情報の収集、提供するには安定した身分で腰を据えて長く務め、経験が必要と話された。司書の方が会計年度任用職員で、今の業務を処理することは十分可能と私は考えます。正職員に登用するか否かは人事に絡むことであり、議会がこれに関わることはできない。よって、このたびの陳情は不採択とすべきものとし、反対討論とする。
- ・中田委員：反対討論をする。良い図書館が育つ要件の75%は人、20%が資料、5%

が建物だと言われるように、資料について質問し、相談できる専門的な知識を持つ職員をきちんと配置し、図書館の運営に当たることが教育基本法、図書館法が求めている図書館の姿である。図書館の整備が進めば、社会において果たす役割はますます高まり、これを行うのは行政の義務であると思う。住民にとってのサービスについては蔵書の選定、充実に努め、資料や情報に対する案内、相談といったレファレンスサービスのさらなる向上に努めていくこと、多くの皆さんが足を運んでいけるような創意工夫や学習機会、デジタル時代への対応も進めるとの町の考えを確認している。先日9日の委員会において陳情者より、正職員を1名でも2名でも増やしてほしいとの願意は理解するところだが、少子高齢化が進む様々な課題が山積する社会状況で、全国的な行政改革路線の影響から総職員数の抑制、削減の流れの中では、まず業務の負担軽減などで検討していくことが必要であると考えている。本町においては限られた財源の中、部署や待遇を精査し、適正に配置されていると捉えており、全体的な検討は今後の課題になると考えます。

現状、正職員への道は、狭き門ではあるが公務員試験を受けることであり、司書の募集に関しても条件を理解したうえで採用され、住民サービスの低下を招くことなく運営されている実態である。本陳情のような個別の人事に関わるような案件には議会として踏み込むべきではないことを申し添え、反対討論とする。

- ・委員長：他にないか？以上で討論を終了する。続いて採決を行う。採決すべきと認める方の挙手を求める。(挙手なし)
- ・委員長：本陳情は「不採択とすべきもの」と決定する。
- ・委員長：陳情第9号の陳情審査報告書を作成する。
(暫時休憩)
- ・委員長：陳情第9号の陳情審査報告書朗読を副委員長にお願いします。
- ・中田副委員長：陳情第9号の陳情審査報告書を朗読。
- ・委員長：陳情第9号の陳情審査報告書について、意見はあるか。
- ・(意見なし)
- ・委員長：今後、軽微な修正等については正副一任としたい。異議ないか。
- ・(異議なし)
- ・委員長：決定とする。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について

正副委員長一任

(2) その他

- ・立川委員：正副一任としている「ふるさと納税」の調査事項について、進捗状況はいかがか？
- ・委員長：今後、委員会として調査事項にしていきたい。
- ・立川委員：このテーマについては、モニター会議での意見を踏まえ、一般質問等につ

なげてきた流れのため、今後に向け、さらに熟度を増した調査につなげていきたい。

- ・委員長：別件となるが、9月定例会議の振り返りを次回委員会で行いたい。
- ・（議長、事務局ともになし。）

以上をもって、総務経済常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	2名	議員	0名	合計	2名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和3年9月30日

総務経済常任委員会委員長 鈴木健充